

役員等（評議員選任・解任委員等含む）の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人慈協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等（評議員選任・解任委員等含む）の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項で定める委員会の構成員をいう。
- (3) その他の者とは、前2号に掲げる以外の者で、理事長が出席を求め、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等のこの法人が開催する会議に出席をする者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬等、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しないことができる。

- (1) 理事 定款第21条の規定に基づき、評議員会で定められた第4条第1項1号の規定により定められた総額の範囲内で、報酬等を支給する。
- (2) 監事 定款第21条の規定に基づき、評議員会で定められた第4条第1項2号の規定により定められた総額の範囲内で、報酬等を支給する。
- (3) 評議員 定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 役員に対して支給する各年度の報酬等の総額は次のとおりとする。

- (1) 理事 12,360,000円
 - (2) 監事 140,000円
- 2 理事長に対する報酬等の額は、月額：1,000,000円とする。
- 3 理事長を除く役員等に対する報酬等の額は、日額：5,000円とする。

- 4 前項の規定に関わらず、この法人の業務で出張を行う場合の報酬等の額は、日額：10,000円とする。
- 5 監事については、前項の規定による報酬等のほか、評議員会の決議により、年間総額500,000円の範囲内の額を加算し支給することができる。
- 6 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、日額：5,000円とする。
- 7 その他の者に対する報酬等の額は、日額：5,000円とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 理事長に対する報酬等は月額とし、理事長を除く役員等、評議員選任・解任委員及びその他の者に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等実費の支給)

- 第6条 理事長を除く役員等、評議員選任・解任委員及びその他の者が、この法人が開催する会議に出席する場合は、旅費規程に準じ、25,000円を上限とし交通費実費を支給することができる。ただし、上記の者が袖ヶ浦市、市原市、木更津市、君津市及び富津市の5市に居住している場合、この法人の職員を兼務する場合、並びに理事長には、交通費実費は支給しない。
- 2 役員等がこの法人の業務で出張を行う場合は、旅費規定に準じ、旅費を支給することができる。なお、宿泊を伴う場合には、旅費とは別に1泊：25,000円を宿泊費として支給することができる。
 - 3 職務の遂行に当たって第1項に規定する以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規定は、平成30年1月29日より施行する。

この規定は、令和4年6月21日より施行する。